

かとう知っとこ情報 (第54版)

発行日：平成30年11月20日

発行：加東市商工会

tel:42-0253 fax:42-2299

CLICK!

ホームページ・フェイスブックでも情報を発信しています！

加東市商工会

検索

平成30年分 所得税確定申告時変更点のお知らせ

平成31年確定申告期に次のとおり変更がありますのでご注意ください。

1. 確定申告書用紙に代わって「確定申告のお知らせ」はがき（又は封書）が送られます

前年度、商工会などの相談会場を利用された方には、お知らせはがき（自動振替利用）又はお知らせ通知書〔封書（納付書利用）〕が郵送されます。

よって、確定申告書は郵送されません。お知らせはがき（通知書）には、予定納税額等の重要事項が記載されていますので紛失しないよう、相談時に必ずご持参ください。

事前に手書き用の確定申告書・決算書等が必要な場合は、事前に商工会へご連絡いただくか国税庁HPからダウンロードしてください。書類、HPともに平成31年1月下旬頃、準備が整う予定です。

また、国税庁HP「確定申告書作成コーナー」をご利用いただき、書面又はe-Taxでの提出も可能ですので、この機会にご検討ください。

2. 個人事業者のe-Tax利用の認証手続きが簡便化されます

個人事業者が、マイナンバーカードに搭載の電子証明書を用いてe-Taxを利用される場合は、ID・パスワードの入力が省略できます。

また、マイナンバーカード、ICカードリーダライタをお持ちでない方を対象として、事前に税務署で本人確認をされた場合、税務署長が通知するID・パスワードのみでe-Taxの利用が可能となります。

なお、e-Taxで提出する際には、「マイナンバーカード方式」、「ID・パスワード方式」のいずれかが選択できます。

3. 国税庁HP「確定申告書作成コーナー」にスマートフォン専用画面ができました

平成31年1月から、スマートフォン専用の画面がご利用できるようになります。スマートフォン・タブレットに最適化された画面によって、所得税の確定申告書が作成可能になります。これに合わせてトップページなども、シンプルでわかりやすいデザインに変更されます。

確定申告書作成コーナー https://www.keisan.nta.go.jp/h29/ta_top.htm#bsctrl でご確認ください。

年末調整に備えましょう

年末調整に向けて今から準備を整えましょう。漏れのないよう手続きまでに従業員のみなさんに今一度ご確認を。

- ①各種書類にマイナンバーの記載が義務付けられています。
新規採用従業員分の取得漏れがないようにしましょう。
- ②生命保険料・地震保険料控除証明書は揃っていますか。
社会保険料、小規模企業共済等掛金の支払いも確認しておきましょう。
- ③配偶者の年収、扶養家族の確認と扶養家族の生年月日も忘れずに確認しましょう。
年齢によって控除額が異なりますのでご注意ください。
- ④住宅ローンを返済されている方の「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」兼「年末調整のための（特定増改築等）住宅借入金等特別控除証明書」も確認しましょう。

毎年の手続きですがスムーズな処理ができるよう、十分確認しておきましょう。

ミニセミナー開催！

加東市商工会では、お店や会社の経営に役立つ「ミニセミナー」を企画しています。
受講料は、ワンコイン（500円）または無料。
いますぐ同封のチラシをご確認ください！

第1弾 おそうじのプロが教える 年末大掃除のコツ

担当 寺本

事業所の大掃除にお役立てください。
12月4日（火）14時～16時

第2弾 いまから考える相続

担当 岸本

相続が争族とならないために。
12月13日（木）18時30分～20時

※いずれも会場は商工会館2階会議室です。

↓ 12月20日頃、会員向け郵送便にてお知らせ。

第3弾 キャッシュレス決済への対応

1月中旬予定

第4弾 スマホ・デジカメの写真撮影のコツ

2月上旬予定

みなさまのご参加をお待ちしております。

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

職場の受動喫煙防止対策は、事業者の努力義務です。受動喫煙防止対策を行う際に費用の一部を国が助成します。

国が定めた基準を満たす場合、助成対象措置は以下の通りです。①喫煙室の設置・改修、②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修、③換気装置の設置など。**※③は宿泊業・飲食業のみ対象。**

対象経費は、上記①～③の措置にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などとなっています。

助成率は1/2（飲食業は今年度特別に2/3に引き上げ）で、上限額は100万円です。

詳しくは、厚生労働省HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html> に掲載されています。ご不明な点は商工会へお問い合わせください。（担当：経営支援課）

商工会おすすめ！

共済制度のご紹介

「事業主の引退後の備え」、「従業員の福利厚生」、「節税」“上手に”ご活用を

☆小規模企業共済【国がつくった経営者のための退職金制度】 ←下段をチェック！

従業員20人以下（小売、卸売、旅館・娯楽業を除くサービス業は5人以下）の個人事業主・共同経営者・会社役員等が加入できます。なお、加入後に従業員が増えても継続可能です。（通算手続き時を除く）

☆中小企業退職金共済【国が運営する従業員の退職金制度】

常時雇用・パートタイマー・家族従業員も加入できます。掛金の一部を国が助成。

掛金は、全額非課税。手数料も一切かかりません。社外積立型で国が運営、管理もカンタンです。

☆商工安全共済【事業主とそこご家族、従業員のまさかのケガなどに】

従業員はもちろん、事業主、家族従業員も加入できます。掛金月額1,000円または2,000円で、就業中だけでなく業務外のケガも24時間保障。健康相談と専門医の手配・紹介制度も付いています。

☆経営セーフティ共済【取引先倒産によるもしもの時に】 ←下段をチェック！

取引先が倒産し、売掛金債権等が回収困難になった時の資金調達手段として貸付が受けられます。

掛金は、税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に算入できます。

他にも、商工会では経営に役立つ様々な共済制度を取り扱っています。お気軽にお問い合わせください。

中小企業経営者の
みなさまへ

国が準備したセーフティネット

安心の材料をご提供します。

小規模企業共済制度

●制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能
契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

●共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

経営セーフティ共済

●中小企業倒産防止共済制度の特長

1 掛金の10倍の範囲内で 最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額（最高8,000万円）」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年（据置期間6か月を含む）で毎月均等償還です。

2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

3 掛金は税法上損金（法人）または必要経費（個人事業）に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内（5千円単位）で自由を選べます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

共済相談室 TEL:050-5541-7171

小規模共済

検索

経営セーフティ共済

検索